

## マイナ保険証(マイナンバーカード)等 Q&A



厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

**Q: 現在持っている健康保険証の有効期限を教えてください。**

A: 令和 7 年 12 月 1 日まで使うことができます。  
退職等で資格喪失にならない限り有効です。

**Q: マイナ保険証とは何のことですか？**

A: 「健康保険証としての利用登録」が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

**※健康保険証としての利用登録は、生涯 1 回のみです。再雇用、退職、再発行に伴い再度登録する必要はありません。**

**Q: マイナンバーカードの取得は義務ですか？**

A: マイナンバーカードの取得は任意とされていますが、今後はマイナ保険証の使用が基本となりました。TDK 健保では、皆さまが適切な医療を受診できるよう、マイナンバーカードの取得は必要と考えています。

**Q: マイナ保険証を持っていません。医療機関を受診できますか？**

A: 令和 7 年 12 月 1 日までは、発行済みの健康保険証で受診が可能です。  
それまでに、マイナ保険証を取得されていない方には、保険証の代わりとなる書類「資格確認書」を発行します。

**Q: マイナ保険証で受診しようとしたところ、資格がないと言われました。なぜですか？**

A: 当健康保険組合に加入して間もない場合など、健康保険組合側でマイナンバーの登録が完了していない可能性があります。登録が完了するまでには、約 2 週間程度を見込んで対応しております。  
その間は、お待ちの健康保険証(もしくは資格確認書)で受診してください。  
不明な点があれば、健康保険組合にお問い合わせください。

**Q: マイナンバーカードが健康保険証として利用登録がされているかどうかを確認する方法はありますか？**

A: ご自身でマイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押していただくと、健康保険証の資格情報を確認いただけます。

**Q: マイナ保険証を使用しています。健康保険証は使わないので処分してもよいですか？**

A: 健康保険証で受診が可能な令和 7 年 12 月 1 日までは、使用しない場合でも処分せずに保管してください。

**Q: 退職します。健康保険証の返却は必要ですか？**

A: 令和 7 年 12 月 1 日までは、会社を通じて健康保険組合への返却が必要です。

**Q: 健康保険証を紛失してしまいました。健康保険証の再交付はできますか？**

A: 健康保険証の新規発行は廃止となりました。健康保険証の再交付はできません。マイナ保険証の使用が基本となります。マイナ保険証をお持ちでない場合には、健康保険証の滅失届と資格確認書の交付申請が必要です。

**Q: 現在海外に赴任しています。一時帰国した際に健康保険証は使えますか？**

A: 令和 7 年 12 月 1 日までは、健康保険証を使うことができます。それ以降は、マイナ保険証で受診してください。  
マイナ保険証を取得されていない場合には健康保険証の代わりとなる資格確認書を発行します。

**Q: 資格確認書はどのような様式ですか？**

A: A4 サイズの紙です。TDK 健保組合では、カード型は発行していません。

※Q&A は、国から示される方針に基づき作成します。今後も更新していきます。  
2025. 3